○　建設コンサルタント業務等における履行確実性評価型総合評価落札方式の導入

制　　定：令和５年　３月 31 日付け技契第 727 号、技調第 184 号
最終改正：令和５年 11 月 14 日付け技契第 493 号、技調第 120 号
技術管理室長から技師長等あて

標記について、「建設コンサルタント業務等における履行確実性評価型総合評価落札方式の試行について」（令和３年３月 17 日付け技契第 635 号、技調第 133 号）により総合評価落札方式で実施する業務において試行してきたところであるが、今般、本格導入することとしたので通知する。

本制度は、令和５年８月１日以降に入札公告を行う業務から適用するものとする。

なお、試行については、本通知の適用開始日の令和５年８月１日で廃止する。

記

１．対象業務

一般競争入札により実施する測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務を対象とする。

２．評価方法

評価は、価格点（価格点の配分に入札価格を予定価格で除した数値を乗じた数値をいう。）及び技術点の合計をもって行う。

３．配点割合

配点は次のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="3">評価項目</th><th>簡易型</th><th>標準型</th></tr>
<tr><td colspan="3">価格点</td><td>60 点</td><td>40 点</td></tr>
<tr><td rowspan="4">技術点</td><td colspan="2">企業の技術力</td><td>20 点</td><td>20 点</td></tr>
<tr><td colspan="2">配置予定技術者の技術力</td><td>20 点</td><td>20 点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業務に対する取組姿勢</td><td>業務内容の理解度</td><td>－</td><td>20 点※</td></tr>
<tr><td>業務に対する実施方針</td><td>20 点※</td><td>20 点※</td></tr>
<tr><td colspan="3">合計</td><td>120 点</td><td>120 点</td></tr>
</table>

※　業務内容の理解度及び業務に対する実施方針の評価は、４により、開札後に履行確実性の評価に応じて再評価する。

４．履行確実性評価の審査・評価方法

(1)　どのように確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施するものとする。

なお、ヒアリングの実施については、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(2) 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が工事請負契約の事務処理要領（昭和 37 年 10 月 8 日水公達昭和 37 年第 4 号。以下「事務処理要領」という。）第 14 条の 2 に基づく基準価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない者は、確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、一般競争参加資格確認申請書等（資料を含む。以下同じ。）のほかに、開札後、５に掲げる資料の提出を求めることとする。なお、当該資料の提出期限は、提出を求める通知をした日の翌日から数えて３営業日以内とし、その旨をあらかじめ入札説明書において明らかにするものとする。

(3) 調査基準価格を設定しない予定価格が 1,000 万円以下の業務等については、調査基準価格に代えて「品質確保基準価格」を設定するものとし、品質確保基準価格は、調査基準価格と同様の算出方法で算出するものとする。品質確保基準価格を設定した業務等については、本通知における「調査基準価格」を「品質確保基準価格」と読み替えるものとする。

(4) 一般競争参加資格確認申請書等（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、(1)のヒアリング及び(2)の追加資料等をもとに履行確実性の審査を行い、確実な履行の確保が認められる場合には、業務に対する取組姿勢（業務内容の理解度及び業務に対する実施方針）に係る評価点（以下「取組姿勢評価点」という。）をその履行確実性に応じて付与する。

(5) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、①業務内容に対応した費用が計上されているか、②担当技術者に適正な報酬が支払われることになっているか、③品質管理体制が確保されているか、④再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、①から④までの各項目毎に審査した上で、５段階（Ａ～Ｅ）で総合的に評価する。

(6) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

① 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行をされる見込みが十分にあることから、確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(5)の履行確実性の評価をＡとし、取組姿勢評価点に 1.0 を乗じて評価するものとする。

② 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(5)の評価に基づき、次の表の評価の欄に掲げる履行確実性に関する度合い（履行確実性度）を取組姿勢評価点に乗じることにより評価するものとする。

| 評価 | 履行確実性度 |
|---|---|
| A | 1.0 |
| B | 0.75 |
| C | 0.5 |
| D | 0.25 |
| E | 0 |

(7) (1)のヒアリングは、事務処理要領第 14 条の３により行う事情聴取とは異なる性質のものであることに留意すること。

(8) (1)のヒアリングに応じない者及び(2)の追加資料の提出を行わない者については、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(9) 履行確実性評価については、「測量・建設コンサルタント等業務における総合評価落札方式の実施について（平成 31 年 3 月 13 日付け 30 技契第 747 号、30 技管第 159 号）」による技術等の審査と同様に、総合評価審査小委員会又は調査設計業務等審査委員会が審議し、その結果を契約職等に通知するものとする。ただし、次のいずれにも該当しない場合は、当該審議及び通知を省略することができる。

① (6)①の調査基準価格以上であるが、確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がある場合

② (6)②の調査基準価格を下回っている場合

５．提出を求める資料等と確認内容

(1) 当該価格により入札した理由（様式１）
業務内容に対応した費用が計上されていること。

(2) 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細（様式２）
業務内容に対応した直接人件費、直接経費、その他原価が計上されていること。

(3) 一般管理費等内訳書（様式２－１）
業務内容に対応した一般管理費等が計上されていること。

(4) 当該契約の履行体制（様式３）
適切な履行体制、品質管理体制が確保されていること。

(5) 手持の建設コンサルタント業務等の状況（様式４）
適切な履行体制、品質管理体制が確保されていること。

(6) 手持業務の人工（様式４－１）
適切な履行体制、品質管理体制のための人工が確保されていること。

(7) 配置予定技術者名簿（様式５）
適切な履行体制、品質管理体制が確保されていること。

(8) 直接人件費内訳書（様式５－１）
適切な履行体制、品質管理体制のための人工及び報酬の支払が確保されていること。

(9) 手持機械等の状況（測量・地質調査業務に限る）（様式６）
業務内容に対応した機械等が計上されていること。

(10) 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者（様式７）
過去に同種又は類似の業務を実施した実績から、履行体制、品質管理体制に支障がないこと。

６．その他

(1) 本対象業務においては、開札後に価格以外の要素である技術提案に関する評価を行

うこととなるため、当該評価については、公正、公平な審査を通じて適切に行うよう厳に留意すること。

(2) 本対象業務において履行確実性を評価した場合には、当該業務の落札結果の公表時にその履行確実性度について記載すること。

(3) 入札参加者に履行確実性の評価の審査方法を明示するため、入札説明書に別紙１（履行確実性評価について）を添付すること。

(4) 追加資料の提出は、開札後速やかに別紙２－１（履行確実性の評価に係る追加資料の提出について）により対象者あてに通知すること。

調査基準価格以上の価格で申込みを行った者の履行確実性に疑義がある場合のヒアリングは、開札後速やかに別紙２－２（履行確実性の評価に係るヒアリングの実施について）により対象者あてに通知すること。

(5) 履行確実性の評価を行う間は、落札決定は保留とすること。

別紙１

# 履行確実性評価について

１　調査基準価格等

調査基準価格等は、1,000 万円を超える業務で工事請負契約の事務処理要領第 14 条の 2 に基づく「基準価格」及び予定価格が 1,000 万円以下の業務で品質確保の観点から定める価格「品質確保基準価格」のことをいう。

調査基準価格等は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、測量業務に係る契約については、その額が予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額とし、10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その額が予定価格に 10 分の８を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の８を乗じて得た額とし、10 分の６を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の６を乗じて得た額とし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額とし、３分の２を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に３分の２を乗じて得た額とする。

| 業種区分 | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| 測量業務 | 直接測量費の額 | 測量調査費の額 | 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額 | － |
| 建築関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額 | 技術料等経費の額に 10 分の６を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の６を乗じて得た額 |
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に 10 分の９を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額 |
| 地質調査業務 | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に 10 分の９を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に 10 分の８を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額 |
| 補償関係コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に 10 分の９を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額 |

２　履行確実性に関する評価のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が１の調査基準価格等に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

様式１　当該価格により入札した理由

様式２　入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書

様式２－１　一般管理費等内訳書

様式３　当該契約の履行体制

様式４　手持ちの建設コンサルタント等の状況
様式４－１　手持ち業務の人工
様式５　配置予定技術者名簿
様式５－１　直接人件費内訳書
様式６　手持機械等の状況（測量・地質調査業務に限る）
様式７　過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び発注者

・過去３ヶ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去３ヶ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し
・再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）
・その他、様式１～７の書面を説明する上で必要となる書面

なお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者、照査技術者）及び再委託先技術者を記載するものとする。

また、入札者の都合による追加資料の提出後の修正及び再提出は一切認めない。

３　履行確実性の審査・評価方法の概要

（１）履行確実性の審査は、履行確実性に関するヒアリング及び開札後に提出される追加資料等をもとに行い、確実な履行の確保が認められる場合には、業務への取組姿勢に係る評価点（以下「取組姿勢評価点」という。）をその履行確実性に応じて付与する。

なお、追加資料の提出がない場合、追加資料の内容に不備がある場合、ヒアリングに応じない場合及びヒアリング対象者がヒアリングに出席しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

（２）履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a)業務内容に対応した費用が計上されているか、b)配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか、c)品質管理体制が確保されているか、d)再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a)から d)までの各項目毎に審査した上で、５段階（Ａ～Ｅ）で総合的に評価する。

（３）審査の内容は、次のとおりとする。

a）業務内容に対応した費用が計上されているか。

| 審査内容 | 様式 | 審査結果 |
|---|---|---|
| 直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等が必要額を確保しているかを審査する。 | 様式１<br>様式２<br>様式２－１<br>様式５－１ | ○：確保されていると認められる。<br>×：確保されていると認められない。 |

必要額は、１．調査基準価格等の表中の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、調査基準価格等算出の基礎 となった①～④のそれぞれの項目に記載された額とする。

b）配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

| 審査内容 | 様式 | 審査結果 |
|---|---|---|
| 配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。 | 様式３<br>様式５<br>様式５－１ | ○：確保されていると認められる。<br>×：確保されていると認められない。 |

| | | |
|---|---|---|
| 配置予定技術者の人工が適正であるか。 | 様式４<br>様式４－１<br>様式６ | ○：適正であると認められる。<br>×：適正であると認められない。 |
| 上記の２つの内容のいずれも「○」の場合は、項目 b)の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。 | | |

※なお、様式には過去３ヶ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写しを含む。

c）品質管理体制が確保されているか。

| 審査内容 | 様式 | 審査結果 |
|---|---|---|
| 照査予定技術者への適正な報酬の支払が確保されているか。 | 様式３<br>様式５<br>様式５－１ | ○：確保されていると認められる。<br>×：確保されていると認められない。 |
| 照査予定技術者の人工は適正であるか。 | 様式４<br>様式４－１<br>様式６ | ○：適正であると認められる。<br>×：適正であると認められない。 |
| 上記の２つの内容のいずれも「○」の場合は、項目 c)の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。 | | |

【照査技術者未設定業務の場合】

・a)及び b)の審査において、品質確保の観点からも審査したうえで、a)及び b)の審査結果を参考に審査する。

※なお、様式には過去３ヶ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写しを含む。

d）再委託先への支払は適正か。

| 審査内容 | 様式 | 審査結果 |
|---|---|---|
| 再委託業務内容を再委託先が確認しているか。 | 様式２<br>様式３<br>様式５－１<br>再委託先見積書 | ○：確認していると認められる。<br>×：確認していると認められない。 |

再委託するものがなく、全て自社にて実施する旨の説明があった場合には、業務内容に応じた費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払いについて厳格な審査が必要であるため、a)及び b)の審査結果を参考に、再委託業務がないという状況を踏まえた必要額等であるか否かについて審査する。

（４）評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

① 調査基準価格等以上の価格で申込みを行った者は、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、（２）の履行確実性の評価をＡとし、履行確実性度を 1.0 として評価するものとする。

② 調査基準価格等を下回る価格で申込みを行った者は、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、（２）a)から d)までの審査項目を(3)に示した様式等を基

に審査した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

| ○と審査した項目数 | 評価 | 履行確実性度 |
|---|---|---|
| 4 | A | 1.0 |
| 3 | B | 0.75 |
| 2 | C | 0.5 |
| 1 | D | 0.25 |
| 0 | E | 0 |

4　その他

調査基準価格等を下回る場合で契約がなされた業務については、業務実施中及び業務完了後において、履行確実性に関する評価において追加提出された資料（業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める）により、履行状況や成果等について下記の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映させる場合がある。

【確認項目】※以下の審査項目 a)～d)とは、履行確実性に関する評価の審査項目

①審査項目ａ）～ｃ）において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

②審査項目ｄ）において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

③その他、「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

④業務成果品のミス、不備 等

別紙２－１

○○番　　号
○年○月○日

追加資料提出対象者　あて

独立行政法人水資源機構（分任）契約職
○○所長　○○　○○
（公印省略）

履行確実性の評価に係る追加資料の提出について
（件名）○○○○○○○業務

○年○月○日に開札を行った標記業務につきましては、貴社の入札価格が、当方の調査基準価格を下回ったため、下記のとおり入札説明書５．に定める追加資料を提出してください。

記

１．提出を求める追加資料
・様式１　当該価格により入札した理由
・様式２　入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書
・様式２－１　一般管理費等内訳書
・様式３　当該契約の履行体制
・様式４　手持ちの建設コンサルタント等の状況
・様式４－１　手持ち業務の人工
・様式５　配置予定技術者名簿
・様式５－１　直接人件費内訳書
・様式６　手持機械等の状況（測量・地質調査業務に限る）
・様式７　過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び発注者
・過去３ヶ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去３ヶ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し
・再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）
・その他、様式１～７の書面を説明する上で必要となる書面

２．資料の提出期限　　○年○月○日（○）○○時

３．資料の提出先　　独立行政法人水資源機構○○ダム建設所○○課

４．ヒアリング日時及び場所　　○年○月○日（○）○○時
独立行政法人水資源機構○○ダム建設所
○○階○○会議室

５．本件に関する機構担当者　　契約担当　○○課　○○
技術担当　○○課　○○

６．注意事項

①資料の提出期限以降における追加資料の差替え及び再提出は認めません。

②ヒアリング対象者は、配置予定技術者とします。複数人の配置予定技術者を候補技術者とした場合のヒアリング対象者は、機構が指名する配置予定技術者とします（ただし、ヒアリング対象者が天災・事故・病気など特別な事情で出席できない場合を除く。）。
なお、ヒアリングに出席できる人数は、ヒアリング対象者を含め最大３名とします。

７．その他

①追加資料の提出をしない場合、ヒアリングに応じない場合、ヒアリング対象者がヒアリングに出席しない場合及び履行確実性の評価を辞退する場合は、その旨を２．の提出期限までに書面にて提出してください。

②７－①に該当する場合及び追加資料の内容に不備がある場合は、入札は無効となりますが、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けることはありません。

別紙２－２

○○番　　号
○年○月○日

ヒアリング対象者　あて

独立行政法人水資源機構（分任）契約職
○○所長　○○　○○
（公印省略）

履行確実性の評価に係るヒアリングの実施について
（件名）○○○○○○○業務

○年○月○日に開札を行った標記業務につきましては、貴社の履行確実性を確認するため、下記のとおり入札説明書５．に定めるヒアリングを実施しますので通知します。

記

１．ヒアリング日時及び方法　　○年○月○日（○）○○時
電話によるヒアリング

２．本件に関する機構担当者　　契約担当　○○課　○○
技術担当　○○課　○○

３．その他
ヒアリング及び履行確実性の評価を辞退する場合は、その旨を１．のヒアリング日時までに書面にて提出してください。この場合、入札は無効となります。